

第 3 部

平成 23 年度の施策

第3部 平成23年度の施策

第1章 地球環境保全を目指す社会の実現

第1節 地球温暖化対策の推進

1 温室効果ガスの排出抑制

(1) 住宅用太陽光発電設備及び省エネ設備の導入支援事業

〔未来環境推進課〕

住宅用の太陽光発電システムや県が指定する省エネ設備を新たに複合的に設置する費用の一部を補助します。

(2) 長崎県ごみ処理広域化計画の推進 〔廃棄物対策課〕

長崎県ごみ処理広域化計画に基づき、サーマルリサイクル、マテリアルリサイクルの施設整備を推進します。

(3) 市町施設省エネ設備等整備促進事業 〔未来環境推進課〕

市町施設への太陽光発電設備や省エネ設備整備に対して、設置費用を補助します。

(4) 新エネルギーに対する取り組み 〔産業振興課〕

平成12年2月に策定した「長崎県地域新エネルギービジョン」をもとに県内における新エネルギー利用の促進と、それに伴う県内産業の活性化等に取り組んでいます。

(5) 太陽光発電 〔産業振興課〕

民間事業者の太陽光発電システムと県が指定する省エネ設備を新たに複合的に設置する費用の一部を補助します。

(6) 木質バイオマスエネルギーの利用 〔林政課〕

循環型社会を形成し、地球温暖化防止に寄与するため、これまで未利用となっている林地残材等をバイオマスエネルギーとしての利用を推進するとともに、木質ボイラー等の利用施設の導入を推進します。

(7) 温暖化対策「見える化」推進事業 〔未来環境推進課〕

家庭、事業所及び県有施設における省エネ診断により省エネ効果の「見える化」を図り、省エネ改修等を促進します。

(8) エコスクールの推進 [教育環境整備課]

県立学校校舎緑化事業について、平成 2 0 年度から校舎の屋上緑化や壁面緑化を実施している。

平成 2 3 年度・・・大崎高校(屋上緑化)、鳴滝高校(屋上緑化)

(9) 未来環境条例に基づく地球温暖化対策 [未来環境推進課]

ア．一定規模以上の駐車場()設置者等に対して、利用者に駐車時のアイドリングストップの実施を呼びかけることを徹底します。

駐車面積500㎡以上又は駐車台数40台以上で、道路法、駐車場法、自動車ターミナル法に規定するもの及び大規模小売店舗、公共団体等の駐車場

イ．一定量以上の温室効果ガスを排出する事業者()に対して、温室効果ガス排出削減計画書、報告書の作成及び提出を求め、その結果を公表します。

県内事業所(フランチャイズ含む)の原油換算エネルギー使用量の合算量が1,500キロリットル/年以上の事業者

(1 0) フロン対策の推進 [未来環境推進課]

平成 1 4 年度から冷凍空調機器・カーエアコンからのフロンの回収処理については、フロン回収・破壊法による回収ルートに移行しましたが、カーエアコンについては平成 1 7 年 1 月に自動車リサイクル法の施行による回収ルートに変更となりました。

また、平成 1 9 年 1 0 月から改正フロン回収・破壊法が施行され、より一層フロン回収の徹底を図るため、行程管理制度の導入など、新たな規定が盛り込まれました。今後も、フロン回収の登録業者への指導及び廃棄者への啓発を継続して実施します。

(1 1) 「県庁エコオフィスプラン」の実施 [未来環境推進課]

「県庁エコオフィスプラン」に基づく取組を推進し、県の事務事業に伴って発生する二酸化炭素や廃棄物の発生量の抑制と再資源化をめざします。

(1 2) 地球温暖化防止の啓発 [未来環境推進課]

ア．地球温暖化防止対策等普及啓発事業を推進するために、「長崎県地球温暖化防止活動推進センター」と協働し、学習会などの普及啓発活動を行います。

イ．地域における普及啓発を推進するため、約 1 0 0 名の長崎県地球温暖化防止活動推進員を委嘱し、地球温暖化防止のために、自ら省資源や省エネルギーを実践し、地域の方に情報を提供したり、研修会の開催などの活動をしていただきます。

ウ．増加する民生(家庭)部門の二酸化炭素排出量を削減するため、テレビスポットや新聞広告等による普及啓発事業を展開します。

(1 3) イベントによる普及啓発 [未来環境推進課]

関係機関と連携し、県の地球温暖化対策協議会が掲げる「自発的もったいない運動」の普及・啓発を行う「もったいない運動推進大会」や、環境月間の 6 月に長崎市浜の町アーケードで街頭キャンペーンなどのイベント開催を行います。

(1 4) ノーマイカーデー運動の実施 [未来環境推進課]

長崎県地球温暖化対策協議会と合同で、毎月第 2 水曜日、及び 1 2 月 1 4 日 ~ 2 0 日を県下一斉ノーマイカー & エコドライブウィーク実施期間と定め運動を実施します。

(1 5) マイカー自粛、公共交通機関の利用促進

[新幹線・総合交通対策課]

長崎都市圏において、ゴールデン・ウィークの交通混雑緩和のため、ラジオによる広報等により、マイカー自粛、公共交通機関の利用促進の啓発に取り組みます。

(1 6) エコドライブ普及促進事業 [未来環境推進課]

エコドライブインストラクターとともに、県内各地で、県民向け・事業所向け・行政職員向けのエコドライブ講習会を開催します。

(1 7) 環境実践モデル都市推進事業

[ナガサキ・グリーンニューディール推進室]

地域の環境産業の活性化、環境負荷削減技術の展開等を行う市町を「環境実践モデル都市」に選定(平成 2 2 ~ 2 4 年度に各 1 市町(地域))し、その取り組みを支援するとともに、取組成果を県内市町に普及、還元します。

平成 2 2 年度に選定した対馬市と、平成 2 3 年度に新たに選定する市町(地域に)に対する支援のために、技術・研究開発・事業化を目指したワーキンググループを設置し、地域の課題解決を図っていきます。

(1 8) J R 長崎本線連続立体交差事業 [都市計画課]

鉄道の高架化による道路交通の円滑化と一体型の市街地整備を進めるとともに、複数の踏切が一挙に除却され、一旦停止やアイドリングストップによる待ち時間が解消されることで、二酸化炭素の発生を削減します。

- ・ 解消する踏切の数 4 箇所
長崎市松山町 ~ 尾上町

(1 9) 各種団体への支援・連携の強化 [未来環境推進課]

長崎県地球温暖化対策協議会や長崎県地球温暖化防止活動推進員の活動を支援するとともに、長崎県地球温暖化対策ネットワーク会議や市町が設置している地球温暖化対策協議会を活用し、活動の連携を図ります。

2 温室効果ガスの吸収作用の保全と強化

(1) 間伐等の森林整備の推進 [森林整備室]

地球温暖化防止森林吸収源対策を推進するため、平成 2 0 年度から 2 4 年度までの 5 ヶ年間で 1 8 , 5 0 0 ha の間伐を推進します。

・平成 2 3 年度間伐予定面積 3 , 8 7 0 ha

(2) 漁場環境の浄化 [漁港漁場課]

ア．漁場環境保全創造事業

漁場環境を浄化するとともに、魚介類の産卵、幼稚仔魚の生育の場として重要な藻場を回復・拡大するために、着定基質等を設置します。

・藻場の造成：県北、西彼、橘湾

3 地球温暖化への適応策

(1) 地球温暖化対策農業技術支援事業 [農産園芸課]

地球温暖化により生じる恐れがある農作物被害を抑制し、また農業によって発生する温暖化ガスを低減するため、温暖化対策プロジェクトチームで実証試験圃を設置して、現地に適応する技術の開発や改良・応用を行い、その普及活動を実施する。

(2) 病虫害発生予察費 [農業経営課]

主要作目の病虫害発生状況等を定期的に調査し、効率的かつ効果的な防除を推進するため、農業関係指導機関や農業者に病虫害発生予察情報を提供します。

第2節 広域的な環境汚染対策の推進

1 オゾン層の保護対策の推進

(1) フロン対策の推進(再掲) [未来環境推進課]

平成14年度から冷凍空調機器・カーエアコンからのフロンの回収処理については、フロン回収・破壊法による回収ルートに移行しましたが、カーエアコンについては平成17年1月に自動車リサイクル法の施行による回収ルートに変更となりました。

また、平成19年10月から改正フロン回収・破壊法が施行され、より一層フロン回収の徹底を図るため、行程管理制度の導入など、新たな規定が盛り込まれました。今後も、フロン回収の登録業者への指導及び廃棄者への啓発を継続して実施します。

2 酸性雨対策の推進

(1) 酸性雨モニタリング調査 [環境政策課]

県下の酸性雨の状況をモニタリング(監視)するとともに、都道府県とも情報交換を行い、地球環境問題の一つとして取り組んでいる国の施策に協力します。

3 漂着ごみ・漂流油対策の推進

(1) 漂着ごみ対策

[廃棄物対策課、港湾課、漁港漁場課、農村整備課]

長崎県海岸漂着物対策推計画に基づき、県及び市町が連携して漂着ごみの円滑な回収処理、発生抑制対策事業を実施するとともに、国に対して中・長期的な取り組みを継続して行うために必要となる財政支援措置や外国由来のごみ対策などについて要望を行います。

また、市町に対して回収処理費用、発生抑制対策費用の補助を実施します。

(2) 漂流油による汚染対策

[危機管理課、廃棄物対策課、資源管理課]

漂流油による汚染の恐れがある場合、「漂流油等による長崎県沿岸汚染対策要綱」に基づき、情報の収集や伝達を行うとともに、海上保安部や関係市町、関係漁協などと連携して油の回収除去、被害状況・環境影響の調査を行います。

(3) 漁場油濁被害救済基金への負担金拠出〔資源管理課〕

原因者不明の漁場油濁による漁場被害について、救済金の支給と油の防除に要する費用及び汚染漁場の清掃に要する費用の支払い等を行うために設立された(財)漁場油濁被害救済基金に対し、負担金を支出します。

(4) 海浜の環境美化対策〔資源管理課〕

長崎県漁業協同組合連合会などの水産関係団体と市町、県が一体となって海と渚の環境美化を推進し、水産業の振興に寄与するための組織された「長崎県海と渚環境美化推進委員会」において、推進期間を設定し、ポスター、新聞等による環境美化キャンペーンを全県的に進めるとともに、県下一斉浜そうじを実施します。

さらに、本県と佐賀・福岡・熊本の有明海沿岸4県で組織する「有明海沿岸4県漁場環境保全総合美化推進事業推進協議会」により、有明海の漁場環境保全に関する啓発活動を行うとともに、夏季を中心に漁船による漂流ゴミの回収や海浜清掃を行います。

4 環境保全のための国際協力の推進

(1) 日韓海峡沿岸環境技術交流会議〔未来環境推進課〕

九州北部3県、山口県及び韓国南岸1市3道の環境行政・研究所の関係者等による「日韓海峡沿岸環境技術交流協議会」を開催し、両地域間における環境に関する共同事業を展開します。

平成23年度は、日韓の研究者が、地球温暖化や廃棄物等の環境問題に関する発表を行う「2011日韓8県市道環境シンポジウム」を韓国：済州特別自治道において開催します。

(2) 日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃〔廃棄物対策課〕

平成22年度に引き続き「日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃」を実施します。

【統一スローガン】

「みんなで守ろう 日韓海峡の未来へつなく 美しい海」

・日韓海峡県市道：(日本側)山口県、福岡県、佐賀県、長崎県
(韓国側)釜山特別市、金羅南道、慶尚南道、
済州特別自治道

・期 間：平成23年5月31日(火)「韓国・海の日」
～7月18日(月)「日本・海の日」

・実 施 内 容：8県市道内の日韓海峡の海岸の一斉清掃、啓発活動の実施

・長崎県の取組：2011日韓市民ビーチクリーンアップ(対馬市)他

(3) アジアの環境問題への貢献プロジェクト

〔ナガサキ・グリーンニューディール推進室〕

「アジア・国際戦略」の一環である「アジアの環境問題への貢献プロジェクト」の第 1 段階として、本県と友好関係にある福建省と環境技術交流協定を締結し、環境政策や技術にかかる交流を推進します。

第2章 環境への負荷の削減と循環型社会づくり

第1節 廃棄物対策の推進

1 廃棄物の発生・排出抑制

(1) 長崎県廃棄物処理計画の推進〔廃棄物対策課〕

廃棄物の減量化やリサイクル、適正処理に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成23年3月に策定した新たな「長崎県廃棄物処理計画」で定めた減量化等の目標達成に向けた取組を推進します。

(2) ゴミゼロながさき推進会議〔未来環境推進課〕

平成23年度を始期とする新たな「長崎県廃棄物処理計画」が策定されたことから、今年度は、「ゴミゼロながさき推進会議」において新たな「ゴミゼロながさき実践計画」を策定します。

また、従来どおり、県民・事業者・行政(県・市町)が互いに協力し、それぞれの役割分担に応じた目標の実現に向けての取り組みを更に推進します。

県としては、県庁が事業所として排出する廃棄物の減量化に取り組むほか、本計画に基づく県民・事業者の実践活動を支援するため、ごみに関する現状や家庭ごみの減量化方法などの情報提供、マイ・バッグ・キャンペーンの展開、生ごみ減量化リーダーの活動支援などを行います。

(3) 廃棄物の発生抑制とリサイクルの促進

〔未来環境推進課、廃棄物対策課〕

ア．一般廃棄物

A．一般廃棄物の発生・排出抑制〔廃棄物対策課〕

一般廃棄物処理計画に基づく市町における廃棄物(し尿、ごみ等)の再資源化、減量化等の推進について調整・協力し、また、処理施設の整備並びに同施設における廃棄物の適正処理について、市町等に対する指導、監督、助言を行います。

a．市町が行う一般廃棄物処理計画等の策定について助言を行います。

b．市町が行う一般廃棄物処理施設(ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場、リサイクルセンター等)の整備について助言を行います。

c．一般廃棄物処理施設の維持管理、適正処理について助言を行います。

d．処理困難廃棄物の適正処理対策について助言を行います。

e . 市町の廃棄物担当職員等を対象に研修を行います。

f . 平成 2 3 年度循環型社会形成推進交付金事業

(継続事業を含む。)

- ・ 施設整備に関する計画支援事業等 9 件
- ・ マテリアルリサイクル推進施設 5 施設
- ・ エネルギー回収推進施設 1 施設
- ・ 有機性廃棄物リサイクル推進施設 2 施設
- ・ 最終処分場 1 施設

B . ごみ減量化・資源リサイクルの促進 [未来環境推進課]

地球環境の保全や天然資源の節約と最終処分場の延命化を図るために、以下の事業を通して、廃棄物の減量化とリサイクルを推進します。

- a . 生ごみの有効利用や、マイ・バッグ・キャンペーン等を通じ、減量化とリサイクルの意義に関する知識の普及と推進に向けた広報活動等を行います。
- b . 減量化とリサイクルを推進するために、市町等へ支援、助言を行います。
- c . 容器包装リサイクル法、家電リサイクル法等、各種リサイクル関係法令の周知を行います。
- d . 今後発生量の増加が予測される溶融スラグについては、平成 1 5 年 1 2 月に策定した「長崎県溶融スラグ有効利用指針」により市町への助言を通じて利用促進を図ります。

イ 産業廃棄物 [廃棄物対策課、未来環境推進課]

A . 産業廃棄物の発生・排出抑制

- a . 排出事業者を対象として、産業廃棄物の発生・排出抑制に資する研修会を開催します。
- b . 多量排出事業者に対する処理計画の作成指導

産業廃棄物の年間排出量が 1 , 0 0 0 t (特別管理産業廃棄物については 5 0 t) 以上の多量排出事業者に対しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定められた、「産業廃棄物処理計画」作成の指導を行い、計画的な発生・排出抑制を指導します。

B . リサイクル関係法令に基づく各種施策の推進

下記のリサイクル関係法令に基づき、関係機関と一体となり各種の施策を進めます。

- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律 (資源有効利用促進法)
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法)
- ・ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (食品リサイクル法)

- ・国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）
- ・使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）
- C . グリーン購入の促進

廃棄物の資源化を推進するためには、再生利用製品の安定的な需要が必要なため、県が率先して再生利用製品を活用し、特に公共工事にあっては重点的に活用を図るよう努めます。
- D . 家畜排泄物の適正な利用

家畜排泄物の管理の適正化及び利用促進のための措置を図ります。

2 廃棄物の再資源化の推進

（１）ゴミゼロながさき推進会議〔未来環境推進課〕

平成23年度を始期とする新たな「長崎県廃棄物処理計画」が策定されたことから、今年度は、「ゴミゼロながさき推進会議」において新たな「ゴミゼロながさき実践計画」を策定します。

また、従来どおり、県民・事業者・行政（県・市町）が互いに協力し、それぞれの役割分担に応じた目標の実現に向けての取り組みを更に推進します。

県としては、県庁が事業所として排出する廃棄物の減量化に取り組むほか、本計画に基づく県民・事業者の実践活動を支援するため、ごみに関する現状や家庭ごみの減量化方法などの情報提供、マイ・バッグ・キャンペーンの展開、生ごみ減量化リーダーの活動支援などを行います。

（２）廃棄物の発生抑制とリサイクルの促進

〔未来環境推進課、廃棄物対策課〕

ア．一般廃棄物

A . ごみ減量化・資源リサイクルの促進

地球環境の保全や天然資源の節約と最終処分場の延命化を図るために、以下の事業を通して、廃棄物の減量化とリサイクルを推進します。

- a . 生ごみの有効利用や、マイ・バッグ・キャンペーン等を通じ、減量化とリサイクルの意義に関する知識の普及と推進に向けた広報活動等を行います。
- b . ごみの減量化とリサイクルを推進するため、市町等へ支援、助言を行います。
- c . 容器包装リサイクル法、家電リサイクル法等、各種リサイクル関係法令の周知を図ります。
- d . 今後発生量の増加が予測される溶融スラグについては、平成1

5年12月に策定した「長崎県溶融スラグ有効利用指針」により市町への助言を通じて利用促進を図ります。

イ．産業廃棄物〔未来環境推進課、廃棄物対策課〕

A．リサイクル関係法令に基づく各種施策の推進

下記のリサイクル関係法令に基づき、関係機関と一体となり各種の施策を推進します。

- ・資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）
- ・国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）
- ・使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）

B．グリーン購入の促進

廃棄物の資源化を推進するためには、再生利用製品の安定的な需要が必要のため、県が率先して再生利用製品を活用し、特に公共工事にあっては重点的に活用を図るよう努めます。

C．家畜排泄物の適正な利用

家畜排泄物の管理の適正化及び利用促進のための措置を図ります。

(3) リサイクルの実施〔未来環境推進課〕

長崎県環境物品等調達方針を策定し、グリーン購入の推進に努めます。

長崎県リサイクル製品等認定制度に基づき、リサイクル製品等の認定を行うとともに、認定リサイクル製品等の普及促進に努めます。

(4) 家畜排泄物の利用の促進に関する施策〔畜産課〕

ア．ハード事業

県単補助事業による家畜ふん尿処理及び堆肥流通施設・機械等の整備を行います。

- ・（県単）施設整備数 7箇所

イ．ソフト事業

県段階で県協議会、地域段階で振興局単位の地域協議会を開催し、県計画策定や堆肥需給情報の提供、堆肥コンクール等の開催等を行い、堆肥の生産技術の向上や利用促進を図ります。

(5) 公共工事における建設廃棄物〔建設企画課〕

建設リサイクル法に基づき、特定建設資材（アスファルトコンクリート、コンクリート、木材）を用いた対象建設工事の適正な分別解体や

再資源化に努めます。

また、長崎県建設リサイクル公共工事アクションプログラムに基づき、公共工事における建設廃棄物の縮減と再資源化に努めます。

3 廃棄物の適正処理の推進

(1) 一般廃棄物の適正処理の推進〔廃棄物対策課〕

ア．一般廃棄物処理施設に対する指導等

A．焼却施設への立入検査（排ガス中のダイオキシン測定を含む。）を行い維持管理基準の順守状況を確認し、必要に応じ指導を行います。

B．最終処分場への立入検査を行い、不適正な内容が確認された場合、指導を行います。

C．「長崎県ごみ処理広域化計画」に基づく廃棄物処理施設の整備を市町等と協力しながら推進します。

(2) 産業廃棄物の適正処理の推進〔廃棄物対策課、農産園芸課〕

ア．処理施設の整備の促進

産業廃棄物処理施設の設置及び産業廃棄物処分業の許可については、住民のコンセンサスの確保が最大の課題となっているため、産業廃棄物適正処理指導要綱及び廃棄物処理法の規定に基づき設置等に関わる事前協議及び許可を行うことにより、地元との円滑な調整を図ります。

イ．処理施設の安全性の確保

立入検査時における放流水（浸透水）や排ガス等の測定を通じて処理施設の安全性を確保します。

また、ダイオキシン類対策については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく各種施策と連携を図りつつ、排出量の削減対策を推進します。

ウ．監視、指導の強化

各県立保健所に廃棄物適正処理推進指導員を配置して処理業者への立入検査を強化し、不適正処理の未然防止、早期発見、早期指導に努めます。

エ．産業廃棄物情報管理システムの運営

産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物に関する各種情報を一元化し、排出・処理の実態を的確に把握するとともに、「長崎県廃棄物処理計画」をはじめとする各種計画の基礎データとして活用することを目的として、産業廃棄物情報管理システムを運営しています。

オ．園芸用廃プラスチックの排出抑制及び適正処理の推進

農業生産資材における園芸用廃プラスチックの排出抑制及び適正

処理の推進のため、「園芸用等廃プラスチック適正処理推進地区別協議会」、「適正処理研修会」を開催し、関係者の意識向上と地域への情報提供を行い、回収率のなお一層の改善を図ります。

(3) 不法投棄対策等の推進〔廃棄物対策課〕

ア．廃棄物の不法投棄や違法な焼却（野焼き）に対する監視体制の強化

A．各県立保健所に廃棄物適正処理推進指導員を配置し、不法投棄や野焼きの未然防止、早期発見、早期指導に努めます。

B．定期的にヘリコプターによる空域パトロールを実施します。

C．県、政令市、県警、海上保安部、（社）長崎県産業廃棄物協会の関係機関が連携して不法投棄や野焼きの防止に努めます。

また、6月の環境月間には県下全市町を含めた関係機関が合同で陸・海・空域での監視パトロールを実施し、不法投棄や野焼き防止の啓発に努めます。

第2節 大気環境の保全

1 大気汚染防止対策の推進

(1) 環境監視〔環境政策課〕

ア．事業の目的

県民の健康を保護し、生活環境を保全するため、大気汚染防止法の規定に基づき、県内の大気汚染状況を監視します。

イ．事業の概要

A．テレメータによる常時監視

環境基本法に基づき、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素及び光化学オキシダントの5物質について、環境基準の適合状況等の常時監視を行います。

B．その他の環境監視

a.大気汚染防止法に規定された有害大気汚染物質のモニタリングをベンゼン、トリクロロエチレン等19物質について、県内8地点で実施します。

(2) 工場監視指導〔環境政策課〕

ア．事業の目的

大気汚染防止法に基づき、工場・事業場から発生するばい煙、粉じん及び有害大気汚染物質等を規制することにより、人の健康を保護するとともに、生活環境を保全します。

イ．事業の概要

大気汚染防止法に規定する有害大気汚染物質のうち、ベンゼン、トリクロロエチレン等21種の優先取り組み物質を使用等している事業所を対象に使用状況等の実態調査を実施します。

(3) アスベスト改修事業〔建築課〕

ア．事業目的

飛散の恐れのあるアスベストの飛散を防止し、人の健康を保護します。

イ．事業概要

アスベストの含有を確認する成分調査及びアスベスト除去等対策工事費用を補助する市町に対して助成します。

2 自動車排出ガス抑制対策の推進

(1) 自動車排出ガスの抑制〔環境政策課、未来環境推進課〕

「長崎県自動車排出ガス対策推進協議会」を推進母体として、同協議会が採択した「環境運転宣言」〈不要なアイドリングはやめます〉〈空ぶかし、急発信はやめます〉〈むだな荷物は積みません〉を基に、自動車排出ガス対策を推進します。

また、低公害車の導入は、温暖化ガスである二酸化炭素の排出抑制にも繋がるため県庁舎に率先して低公害車を導入し、低公害車導入促進の輪を広めます。

さらに、未来環境条例に基づき、一定規模以上の駐車場設置者に対し、利用者へのアイドリングストップの実施を呼びかけるよう義務づけており、その推進を図ります。

(2) マイカー自粛、公共交通機関の利用促進

〔新幹線・総合交通対策課、未来環境推進課〕

長崎都市圏において、ゴールデン・ウィークの交通混雑緩和のため、ラジオによる広報等により、マイカー自粛、公共交通機関の利用促進の啓発に取り組みます。

また、長崎県地球温暖化対策協議会と合同で、毎月第2水曜日及び12月14日～20日を県下一斉ノーマイカー&エコドライブウィーク実施期間と定め運動を実施します。

(3) エコドライブ普及促進事業〔未来環境推進課〕

エコドライブインストラクターとともに、県内各地で、県民向け・事業所向け・行政職員向けのエコドライブ講習会を開催します。

(4) エコドライブ(省燃費運転)の推進〔交通局(県営バス)〕

引き続き、環境保全、燃料消費量の削減、さらには車内事故防止を目的に、アイドリングストップ、惰性運転、穏やかな発進・停車などのエコドライブを推進します。

(5) 環境に配慮したまちづくり〔都市計画課〕

ア. JR長崎本線連続立体交差事業

鉄道の高架化による道路交通の円滑化と一体型の市街地整備を進めるとともに、複数の踏切が一挙に除却され、一旦停止やアイドリングストップによる待ち時間が解消されることで、二酸化炭素の発生を削減します。

・解消する踏切の数 4箇所(長崎市松山町～尾上町)

(6) 交通網の充実〔道路建設課〕

引き続き、都市圏における円滑な交通確保のため、渋滞を緩和し、交通に起因する環境負荷を低減する道路網の充実に取り組んでいきます。

第3節 水環境の保全

1 海域、河川、湖沼等の水質保全対策の推進

(1) 海域、河川、湖沼等の水質保全対策〔環境政策課〕

水質測定計画に基づき、河川、海域等の公共用水域や地下水の水質測定を行います。また、水質汚濁防止法や未来環境条例に基づき工場・事業場排水監視を徹底します。

県本土の中央部に位置し、本県の代表的な閉鎖性海域である大村湾については、平成21年3月に策定した「第2期大村湾環境保全・活性化行動計画」に基づき、同計画に定める水質保全目標値の達成に向けて各種施策に取り組んでまいります。また、同じく閉鎖性海域である有明海については、「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」及び「有明海の再生に関する長崎県計画」に基づき、生活排水対策重点地域の指定を行い、生活排水対策を推進することにより水質改善を図ります。

諫早湾においては、干拓事業に伴い営農の開始や自然干陸地の形成など、新たに生まれた環境が根付き、地域住民はその環境を暖かく受け入れています。これからも、調整池周辺については、平成20年3月に策定した「第2期諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」に基づき、国、県、市、市民団体等が実施する事業を適切に管理し、環境の監視を継続的に実施するとともに、関係機関との連携・協力を図り、調整池の恒久的な水質保全を図るとともに、新しく生じつつある水辺環境や生態系を県民の皆さんと共に守り育み、自然豊かな水辺空間づくりを推進します。

また、今年度は第2期行動計画の最終年度にあたるため、5カ年に渡る事業の検証と評価を行うとともに、次年度から推進する次期行動計画の策定について、関係機関と協議を行い、水質保全目標値達成に向け、作業を進めていきます。

また、島原半島における硝酸性窒素等による地下水汚染を改善するため、具体的な対策と数値目標をまとめた「第2期島原半島窒素負荷低減計画」（平成23年2月策定）に基づき、計画に掲げた対策の進行管理を行っていきます。

(2) 漁場環境の改善〔漁港漁場課〕

ア．漁場環境保全創造事業

漁場環境を浄化するとともに、魚介類の産卵、幼稚仔魚の生育の場として重要な藻場を回復・拡大するために、着定基質等を設置します。

・藻場の造成：県北、西彼、橘湾

(3) 諫早湾周辺地域環境保全型農業推進事業〔 諫早湾干拓課 〕

諫早湾周辺地域において化学肥料・化学農薬の使用量の削減等による環境保全型農業の現地実証を行うとともに、畑地の表土流出による水質負荷を削減するためカバークロープの導入を図るなど、環境と調和した農業の実践・定着を推進し、諫早湾干拓調整池の水質保全に寄与します。

(4) 島原半島窒素負荷低減対策〔 農業経営課 〕

島原半島内において、地下水の硝酸性窒素濃度の低減を図ることを目的に、土壌中の硝酸態窒素の残存量の把握や、有機物等を有効活用した施肥技術等の確立を図ります。

(5) 水源地域整備事業〔 森林整備室 〕

近年の森林生産活動の長期的停滞により、水資源のかん養等の森林がもつ公益的機能の低下した森林において、水資源確保上重要な水源森林の整備を推進します。

・平成23年度水源地域整備事業実施予定 10箇所

2 生活排水対策の推進

(1) 生活排水対策重点地域〔 環境政策課 〕

諫早湾流域、及び有明海流域の生活排水対策重点地域指定を受けた市が行う生活排水対策啓発事業に対し、技術支援や財政支援を行います。

重点地域に指定された地元市町は、自ら策定した「生活排水対策推進計画」に基づき、下水道や浄化槽等の整備を図り、あわせて住民に対し家庭排水の汚濁対策を啓発、実践することとなります。

また、平成23年8月の「有明海及び八代海を再生するための特別措置法に関する法律」の改正により、橘湾が同法に基づく指定地域とされたことから、橘湾流域を「有明海の再生に関する長崎県計画」を根拠とし、水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域に指定し、関係市(長崎市、諫早市、雲仙市、南島原市の一部)が実施する生活排水対策啓発事業を支援する体制を整備します。

(2) 農業集落排水事業の整備〔 水環境対策課 〕

諫早市の1地区で農業集落排水施設の整備を実施しています。

県では実施市町に対して、一定の交付金を交付し、事業の推進を支援します。

(3) 漁村の集落排水施設整備(下水道)〔 漁港漁場課 〕

依然、汚水処理施設の整備は遅れているため、さらに漁業集落の環境整備を促進することとし、平成23年度も引き続き、芦辺漁港において

集落排水施設等の整備を推進するとともに、新たに有喜漁港において平成24年度からの事業実施に先立ち、基本計画の策定に着手します。

(4) 下水道〔水環境対策課〕

「平成20年度に普及率60%」等を目標とした「水澄むふるさとづくり構想」に基づき、市町事業に対する支援を行いました。

ア．促進交付金(平成21年度から新規着手する市町に対し、長崎県汚水処理施設整備促進交付金による支援)

財政力の弱い市町村に対し、事業費に応じた一定割合の支援を行います。

イ．普及啓発活動

(5) 浄化槽の整備〔水環境対策課〕

ア．浄化槽の適正な維持管理に関する指導の徹底

浄化槽の管理者による適正な維持管理の実施、浄化槽保守点検業者の登録、(財)長崎県浄化槽協会による法定検査の適正実施等、「浄化槽法」に基づく浄化槽の設置・保守点検等の適正な運用を図り、生活環境や海、川などの水質環境の保全に努めます。

イ．浄化槽の設置の推進

公共用水域等の水質環境の保全に寄与するために、市町と連携しながら浄化槽設置補助事業を適切に運用し、生活雑排水を併せて処理する浄化槽の計画的な整備を図ります。

(6) 長崎県汚水処理施設整備促進交付金〔水環境対策課〕

ア．事業目的

公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図ります。

イ．対象事業

公共下水道、農業・漁業集落排水施設、コミュニティプラント、浄化槽(市町村設置型)であって、平成25年度までに新規着工する地区(処理区)です。

ウ．対象市町

財政力指数が0.42未満の市町

生活排水対策重点地域を有する市町

離島を有する市町

エ．費用負担

要件により、国庫補助金等対象事業費の5～15%を交付します。

オ．交付期間

交付対象事業に着手した年度から6年間交付します。

(7) 汚水処理施設整備の推進 [水環境対策課]

汚水処理施設の効率的な整備を進めるための指針として、各市町が策定した構想をもとに、次期「長崎県汚水処理構想」を策定します。

また、実施工程表の提出を受けた3市町に対し、平成25年度の事業着手に向けて事業認可申請書などの作成を支援すると共に、市町村設置型浄化槽の普及促進を図るため、PFIを活用した研究会を開催します。

(8) 諫早湾干拓事業関連水質保全緊急対策資金利子助成事業

[諫早湾干拓室]

ア. 事業目的

諫早湾干拓調整池流域における農業集落排水施設への接続を促進することにより、調整池の水質保全を図ります。

イ. 事業対象地域

諫早湾干拓調整池流域で、農業集落排水事業が供用開始される地域です。

ウ. 対象事業

農業集落排水事業にかかる加入者の接続費用等の借入資金に対する利子助成事業です。

エ. 貸付対象経費

農林漁業金融公庫資金：分担金、屋内外配管工事、トイレ等の改造費

オ. 費用負担

市が行う利子助成に対し、県がその1/2を助成します。

3 工場・事業場等排水対策の推進 [環境政策課]

水質汚濁防止法や未来環境条例に基づく排水基準が適用されない工場・事業場等の排水監視等の指導を強化し、公害防止体制の整備の促進や自主管理の徹底に努めます。

4 水の循環利用

(1) 雨水・再生水の利用 [水環境対策課]

水の循環利用、有効利用を推進するため、市町に対し雨水・再生水利用の公共用施設等への積極的な導入を依頼するとともに、水資源のホームページを活用し、雨水・再生水利用の啓発や節水啓発等を行います。

また、安全で良質な水を安定的に供給するため、水資源の長期需給計画を明らかにし、本県の水道事業が進むべき方向性を示す「ながさき21水ビジョン」を策定するとともに、経営基盤がぜい弱な簡易水

道事業について、簡易水道を管路により上水道へ連結するなどの方法による統合の推進、国庫補助事業等による水道施設の耐震化の促進、市町の地震対応マニュアルの策定の支援等水資源政策を推進します。

(2) 水源地域整備事業〔森林整備室〕

近年の森林生産活動の長期的停滞により、水資源のかん養等の森林がもつ公益的機能の低下した森林において、水資源確保上重要な水源森林の整備を推進します。

・平成23年度水源地域整備事業実施予定 10箇所

(3) ながさき水源の森緊急整備事業〔森林整備室〕

県内136箇所の「ながさき水源の森」のうち手入れが遅れ荒廃している人工林を「ながさき森林環境税」を活用し、間伐等の森林整備を推進します。

・平成23年度ながさき水源の森緊急整備事業実施予定 780ha

第4節 土壌・地盤環境の保全

1 土壌環境の保全

(1) 土壌汚染の実態把握・研究調査〔環境政策課〕

地下水モニタリング体制の充実等により土壌汚染の実態把握に努めるとともに、「ダイオキシン類特別措置法」に基づき、ダイオキシン類による土壌汚染の実態を把握するための環境監視を実施します。

(2) 土壌汚染対策法への対応〔環境政策課〕

平成15年2月15日から土壌汚染対策法が実施されましたが、全国的には、法に基づかない土壌汚染の発見の増加や、掘削除去に係る土地所有者等の過剰な負担、さらには汚染土壌の不適正な処理による汚染の拡散などの問題もあります。

これらを解決するため、平成21年4月24日に改正土壌汚染対策法(以下、「改正法」という。)が公布され、平成22年4月1日より施行されました。

改正法においては、一定規模以上の土地の形質変更時の事前届出等、土壌汚染状況把握のための制度拡充、規制対象区域の分類(要措置区域及び形質変更時要届出区域)等による講ずべき措置の内容の明確化及び搬出土壌の適正な処理を推進するための汚染土壌処理業の創設等が盛り込まれています。

今後は、県内において汚染土壌が判明した場合、改正法に基づく適正な対応を図り、汚染土壌の除去等を推進します。

(3) 人と環境にやさしい農業対策事業〔農業経営課〕

環境保全、農産物の安全性向上及び農業従事者等の健康維持・増進を図るため、「長崎県版GAP」を推進します。

(4) 島原半島窒素負荷低減対策〔農業経営課〕

島原半島内において、地下水の硝酸性窒素濃度の低減を図ることを目的に、土壌中の硝酸態窒素の残存量の把握や、有機物等を有効活用した施肥技術等の確立を図ります。

2 地盤環境の保全〔環境政策課、水環境対策課〕

諫早市の地下水位調査結果を注意深く見守るとともに、必要に応じ代替水の確保を推進します。

第5節 騒音・振動・悪臭対策の推進

1 騒音・振動・悪臭対策の推進

(1) 環境調査等〔環境政策課〕

ア．事業の目的

環境基本法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法の規定に基づき、騒音に係る環境基準の類型指定及び騒音、振動、悪臭に係る規制地域又は規制基準を定め、また、市町が行う騒音等の監視測定業務の調整等を行うことにより、地域住民の生活環境を保全し、健康の保護に資することを目的としています。

イ．事業の概要

- A．騒音に係る環境基準の類型指定及び騒音、振動、悪臭に係る規制地域の新規指定及び見直しを市町の意向もふまえて実施します。
- B．騒音、振動、悪臭の規制等に係る事務及び測定等の調整等を実施します。

(2) 自動車騒音常時監視〔環境政策課〕

ア．事業の目的

県内の騒音に係る環境基準類型指定地域内の国、県道及び一部市町道の交通騒音、交通量等の常時監視を行い、騒音に係る環境基準の達成状況の評価を行います。

イ．事業の概要

- A．評価を行うために次の基礎資料を作成します。
 - ・ 定点10地点（毎年実施）
 - ・ 準定点25地点（毎年5地点ずつ実施）
- B．上記の基礎資料を使って、環境基準超過戸数及び割合を計算し、道路に面する地域の評価を行います。

(3) 公害監視設備整備〔環境政策課〕

ア．事業の目的

公害監視及び公共用水域等の汚濁状況を調査するために必要な測定機器の整備を図ります。

イ．事業の概要

保健所で実施する水質測定に必要な機器のうち、老朽化した機器の更新等を図ります。

(4) 道路における騒音〔道路建設課、道路維持課〕

交通量の多い地点や、渋滞発生箇所などの騒音の原因となる箇所の状況把握に努めていきます。

第6節 化学物質の環境リスク対策の推進

1 化学物質の適正管理〔環境政策課〕

平成11年7月に制定された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（P R T R法）」に基づく届出について、今後とも届出漏れがないよう事業者に対する啓発・指導に努めます。

また、大気汚染防止法が改正され、一定規模以上の揮発性有機化合物を使用する施設については、届出義務及び排出基準等が定められたことから、未届出施設の指導及び自主測定 of 徹底指導などに努めます。

2 内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）等に関する対策の推進

〔環境政策課〕

環境省はこれまで、環境ホルモン戦略計画「S P E E D '98」に基づいて対応を行ってきましたが、これまでの調査結果を踏まえて、今後 野生生物の観察、環境中濃度の実態把握及び暴露測定、基盤的研究の推進、影響評価、リスク評価、リスク管理、情報提供とリスクコミュニケーションの推進を柱とした「E x T E N D 2 0 0 5」を平成17年3月に策定し、新しい視点から環境ホルモン問題へ対応していくこととしました。本県も環境省と連携を図りつつ環境ホルモン問題に取り組んでいきます。

3 ダイオキシン類削減対策の推進〔環境政策課〕

（1）ダイオキシン類の常時監視

関係機関と協力して大気、水質、底質、土壌等の調査を継続し、県内におけるダイオキシン類による環境汚染状況を監視します。

（2）ダイオキシン類の排出削減対策

廃棄物焼却炉等の特定施設からの排出ガスや排出水中のダイオキシン類濃度を測定し、排出基準の順守状況を確認するとともに、施設の管理等必要な指導を行います。

（3）事業者による自主測定及び測定結果報告の徹底

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、事業者による自主測定及び測定結果の報告を徹底し、事業者自らダイオキシン類の排出状況を確認するよう指導します。

（4）ダイオキシン類に関する情報の提供

県内で実施された常時監視結果、立入検査結果及び特定施設設置者による自主測定結果等について公表し、県民に情報の提供を行います。

第3章 人と自然とが共生する快適な環境づくり

第1節 生物多様性の保全

1 自然環境の監視・調査研究の推進

(1) 生物多様性保全のための各種施策の推進〔自然環境課〕

ア．希少野生動植物の生息・生育状況調査

平成22年度に改定した長崎県レッドリスト掲載種を中心に、継続して生息・生育状況の把握が必要な種と地域について、各分類群の専門家の協力により希少野生動植物モニタリング調査を行います。

イ．県自然環境保全地域等の指定のための調査

指定候補となっている地区について、保全対象となる動植物の専門家や職員による現地調査を実施し、指定候補地の範囲等を検討します。

ウ．長崎県レッドデータブックの発行

平成22年度に改定した長崎県レッドリスト掲載種について、一般県民の関心と理解を深めるため、代表的な種について写真入りで解説した「長崎県レッドデータブック 2011（普及版）」を発行します。

エ．ガン・カモ類の調査

環境省の呼びかけにより全国の都道府県で継続実施されているガン・カモ類の生息調査については、県内45の調査地点において1月15日を中心とした時期に調査を行います。

オ．ツシマヤマネコの生息状況モニタリング調査

長崎県の対馬にのみ生息し絶滅が心配されているツシマヤマネコの保護増殖事業については、環境省から委託を受けて生息状況調査や交通事故防止等の普及啓発、フンのDNA分析等を行います。

また、県単独事業として、対馬野生生物保護センター内に県が設置している展示施設を管理するとともに、利用者に対してツシマヤマネコと対馬の自然についての解説を行います。

カ．長崎県危険な外来生物対策協議会による情報共有

関係行政機関により構成された協議会において最新の情報を共有することにより、ゴケグモ類など危険な外来生物の県内への侵入の早期発見と迅速な対策実施に努めます。

(2) 担当職員や既存制度の強化による自然環境の監視〔自然環境課〕

職員や自然公園指導員等による自然公園等の巡視により、違反行為の防止や自然環境の現状把握に努めます。

2 野生動植物の保護、生態系の保全と再生

(1) 法令に基づく保全〔自然環境課〕

各種法令により定められた指定地域について、当該法令に基づき適正な運用を図ります。また、最新の調査結果等に基づき、新たな地域の指定や見直しを検討します。

ア．県自然環境保全地域

長崎県未来につながる環境を守り育てる条例（未来環境条例）に基づき指定されている15地域について、条例規定の運用により保全を図ります。

イ．自然公園

自然公園法に基づき指定されている2国立公園・2国定公園と長崎県立自然公園条例に基づき指定されている6県立公園について、法・条例規定の運用により保護及び利用の増進を図ります。

ウ．鳥獣保護区

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、第10次鳥獣保護事業計画に即して鳥獣保護区の更新及び鳥獣保護区特別保護地区の再指定を行うとともに、既に指定されている鳥獣保護区等の管理を行います。また、平成24年度からの5ヵ年間の計画期間とする第11次鳥獣保護事業計画を策定します。

エ．希少野生動植物種保存地域

未来環境条例に基づき指定されている希少野生動植物種と希少野生動植物種保存地域について普及啓発を図るとともに、新たな地域指定を進めます。

(1) 野生鳥獣の保護管理〔農政課〕

ア．鳥獣保護費

A．事業の目的

野生鳥獣の保護と適正な管理を図るため、平成18年度に樹立した第10次鳥獣保護事業計画(平成19年度～23年度)に基づき、鳥獣保護事業を推進します。

B．事業の概要

a．休猟区等の指定管理

休猟区、捕獲禁止区域等の指定と管理を行います。

b．狩猟鳥獣の保護繁殖を図るため、キジの放鳥(320羽)を行います。

イ．狩猟取締費

A．事業の目的

狩猟と鳥獣保護との調整及び狩猟の適正化を推進する観点から、

狩猟者の資質の向上及び秩序ある狩猟の確保を目的とします。

B．事業の概要

狩猟の適正化を推進するため次の事業を実施します。

- a．狩猟免許試験・更新による免状交付及び登録
- b．鳥獣の捕獲及び飼養に関する許認可
- c．狩猟者の指導取締り
 - ・狩猟者の講習の実施
 - ・狩猟期間中の取締りパトロール
- d．生息数の調整

野生鳥獣については、益害両面の習性をもつものが多いことから、保護対策を進める一方、農林水産物に被害を及ぼすものについては、地域の農林水産業の保全と振興に資するため、適切な方法で防除、捕獲を行うよう指導します。

ウ．野生鳥獣保護管理事業

A．事業の目的

深刻化しつつある野生鳥獣による農林被害に対処するため、被害防止対策として被害対策に取り組む狩猟者を量的、質的に確保するとともに、捕獲技術向上に取り組み、野生鳥獣の管理（捕獲）体制強化のための事業を実施します。

B．事業の概要

a．特定鳥獣保護管理計画の策定

シカによる農林被害が著しい対馬及び八郎岳地区について、適正な個体数の保護管理計画のための特定計画を平成18年度に策定し、一部地域で狩猟におけるメスジカの捕獲制限を緩和しています。19年度以降、個体数の推移を把握するため、モニタリング調査を実施しています。

また、農作物被害の増大を受け、イノシシの特定鳥獣保護管理計画を平成17年度に策定し、被害の減少を図るため、イノシシの捕獲を進めることとしています。

b．野生鳥獣保護管理体制の強化

農林被害対策（有害鳥獣捕獲）に従事する狩猟者を量、質の面から確保します。

（2）保護・保全のための事業〔自然環境課〕

ア．緑といきもの賑わい事業

A．事業の目的

長崎県生物多様性保全戦略に基づき、従来の緑化事業に加え、保全地域等の保全事業や希少野生動植物の保護増殖事業等を対象として、市町や民間団体を積極的に支援しながら、各主体が連携してよりよい環境づくりを推進します。

B. 事業の概要

(事業主体)

県、市町、民間団体(社会福祉法人、学校法人、NPO等)

(補助率)

・市 町：2/3以内～1/3以内

・民間団体：2/3以内

(主な対象事業)

・条例に基づく保全地域等の保全事業(湿地の保護、外来種の除去、草原の維持活動等)

・希少野生動植物の保護増殖事業(ミヤマアカネの生息地保護等)

・生物の生息、生育空間の創出事業(ビオトープ等)

・公共施設及び民間施設の緑化事業(修景緑化、屋上緑化、風景の維持改善)

イ. 傷病鳥獣の救護事業

県民により保護された傷病鳥獣については、西海国立公園九十九島動植物園(レスキューセンター)及び(社)長崎県獣医師会(野生動物救護センター)にて保護・治療を行い、回復後野生復帰させます。

(3) 保安林の指定 [林政課]

水源のかん養や山地災害の防止機能等森林の公益的機能を確保するために、重要な森林について保安林の指定を推進します。

・平成23年度末指定予定面積 48,830ha

(4) 藻場等の環境改善のための取組支援 [漁政課]

離島の漁業集落において、藻場、干潟の管理・改善を行う取組に対して、かかる経費の助成を行います。

(5) 生物多様性の啓発 [自然環境課]

ア. 生物多様性保全戦略推進事業

平成22年度に長崎県美術館を会場に開催した「いきものつながりアート展 in 長崎」の出展作家(動物リアルぬいぐるみと動物生態写真)の作品により構成された展示セットにより、「いきものつながり巡回展」を離島4地区で開催します。

イ. 改訂版長崎県レッドリスト説明会

平成22年度末に改定した長崎県レッドリストについて、公共事業部局等行政担当者(県・市町)への説明会を、県内7地区で開催します。

第2節 自然とのつながりの回復

1 自然とのふれあいの場の保全・整備

(1) 自然公園制度等の運用

ア．九州自然歩道整備事業〔自然環境課〕

九州自然歩道・世界文化遺産教会群巡礼ルート整備事業（国、県）

A．事業の目的

世界遺産暫定一覧表に登録された「長崎の教会群とキリスト教関連資産」を結ぶルート（下五島、上五島、平戸、佐世保）を九州自然歩道に加え、五島、平戸等の美しい自然とふれあいながら教会群を巡ることのできる歩道の整備を行います。

B．事業の概要

平成23年度は、県事業で五島市久賀島、新上五島町、小値賀町、平戸市、佐世保市において標識等の整備を行います。

イ．自然公園清掃活動補助事業〔自然環境課〕

A．事業の目的

国立公園の主要利用地域のうち、特に重点的に美化清掃活動を行う必要がある地区において、国、県、市町及び地元清掃活動団体が協力して公園の美化清掃を行います。

B．事業の概要

清掃活動実施団体が行う清掃活動事業に必要な経費について県が補助します。この場合、実施団体は市町からさらに補助金または負担金を受け入れることが必要です。

a．清掃地区

雲仙地区、鹿子前地区、弓張岳地区、平戸地区、福江地区

b．実施団体

- ・雲仙天草国立公園：（財）自然公園財団雲仙支部
- ・西海国立公園：長崎県自然公園協議会佐世保支部、平戸支部、福江支部

C．事業の経過

昭和47年度・48年度に前記イ．A．の清掃地区において清掃施設を整備し、昭和49年度から清掃事業を実施しています。

ウ．自然公園標識設置事業〔自然環境課〕

A．事業の目的

自然公園の保護と適正な利用の増進を図るため、公園の各主要箇所に標識を設置します。

B．事業の概要

- 主として木製の案内板・解説板・指導標を作成し設置します。
- ・平成23年度事業：標識の新設・建て替え

九州自然歩道（長崎市、佐世保市）

C．今後の方針

県立自然公園、九州自然歩道、県自然環境保全地域において標識を新設するとともに、老朽化した標識の建て替え等を実施します。

(2) 自然公園等利用施設の整備促進

ア．地域自主戦略交付金〔自然環境課〕

A．事業の目的

自然公園の利用の増進を図るため、国定公園及び長距離自然歩道（国立公園及び国定公園区域外）において公園施設の整備拡充を図ります。

B．事業の概要

交付金対象事業について、県又は市町が事業主体となり実施します。

C．事業の経過

平成17年度から、国の三位一体改革により環境省の補助制度が廃止されたことを受け、地域自主戦略交付金制度を活用して県又は市町が整備を行います。

イ．県単独事業〔自然環境課〕

A．自然公園総合整備事業

国の制度の変更を踏まえ、従来の国庫補助事業と自然公園等施設整備県費補助事業を一本化した「自然公園総合整備事業」により、施設のユニバーサルデザイン化、景観の改善・向上、誰もが利用しやすい施設への改修等に重点をおいた施設整備に取り組みます。

B．雲仙公園保全管理費

昭和9年、日本で最初の国立公園として指定された国立公園「雲仙」は、普賢岳や平成新山などの諸峰を中心に我が国屈指の火山景観を誇り、年間約280万人の人々が美しい自然景観を求めて訪れます。

国立公園内の施設については、定期的な点検により維持管理を行うとともに、宝原道路における改良工事の実施やその他公園施設の維持補修を行います。

(3) 森林とのふれあい（長崎県民の森）〔林政課〕

県民の森では指定管理者制度を導入し、森林の整備や施設の改修などを行い、安心・安全な森林とのふれあいの場の提供に努めます。

また、森林の癒し効果（森林セラピー）を利用した取組についても推進していきます。

(4) グリーン・ツーリズムの推進〔農政課〕

農山漁村の活性化を図るため、農林漁業や自然体験、新鮮で豊富な地場農林水産物等の地域特有の資源を生かしたグリーン・ツーリズムの推進を図るため、平成22年度に引き続きグリーン・ツーリズム推進事業並びに県グリーン・ツーリズム推進協議会事業を実施します。

また、「子ども農山漁村交流プロジェクト」の受入体制整備の支援を実施します。

(2) ブルー・ツーリズムの推進〔漁政課〕

島や漁村に滞在し海辺での生活体験を通じて、心と体をリフレッシュさせる余暇活動を受け入れ、漁村地域の特性・資源を活かした活力ある地域づくりを図るため、平成21年度に引き続き、市町等が実施する都市漁村交流を行うための受け入れ体制づくりなどに対して支援します。

2 自然とのふれあいの機会の提供

(1) ガイド養成講座〔自然環境課〕

ア．西海国立公園「ゴーゴーごとう自然公園ガイド養成講座」

平成22年度から引き続き、五島市と新上五島町で、植物や水生生物の実地での学習とガイド実践などの講座を各2回開催します。

イ．島原半島ジオパークへの旅

地元の島原半島ジオパーク推進連絡協議会が養成したジオパークガイドの実践の場として、ジオサイトを巡る観察ツアーを実施します。

(2) 探鳥会、自然観察会〔自然環境課〕

各地域の特徴ある自然とふれあうイベントとして、対馬探鳥会、雲仙探鳥会、西海里山ツアーを開催します。

(3) 森林とのふれあい(インタープリターとの連携)〔林政課〕

長崎県民の森で開催する自然観覧会、ネイチャーゲーム、木工クラフト、オリエンテーリング及び星の観察会など、インタープリター(森の案内人)と連携し、森林とのふれあう機会の提供に努め、森林に対する県民意識の啓発を図ります。

3 社会経済活動における適切な活用

(1) 中山間地域等直接支払制度の実施〔農政課〕

農業生産条件の不利な地域において、農道や用排水路の整備、畦畔の雑草及び耕作放棄地の管理を含め、稲作等を主体とした農業生産活

動等を行います。また、水源のかん養、洪水防止と景観維持など、農山村地域の多面的機能の維持・保全のための活動を支援します。

平成23年度は、制度拡充により支援対象となった離島平地での協定面積拡大に取り組んでいます。

(2) 農地・水保全管理支払〔農政課〕

農地・農業用水等の資源は、食料の安定供給や多面的機能の発揮の基盤となる社会共通資本であります。しかしながら、こうした資源は、過疎化・高齢化等の進行に伴う集落機能の低下によりまして、適切な保全管理が困難となってきました。

また、これら資源を基盤として営まれる農業生産活動については、環境問題に対する国民の関心が高まる中で、我が国の農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換していくことが求められています。

こうした状況を踏まえ、地域において農地・水・環境の良好な保全とその質的向上を図ることを通じて、地域の振興に資するため、地域ぐるみでの効果の高い「共同活動」と、施設の長寿命化に資する「向上活動」を一体的かつ総合的に支援していきます。

平成23年度は、16,200haの協定面積を目標に取り組んでいます。

(3) 中山間ふるさと水と土保全対策〔農政課〕

平成23年度は、保全活動に取り組む地域リーダーの育成と都市と農村の交流促進のためのPR活動を行います。

(4) 森林整備事業等〔森林整備室〕

森林の水土保全機能等公益的機能の維持増進を図るため、植栽、下刈り、除伐、間伐等の森林整備を推進します。

特に、実施が遅れている間伐については、国庫補助事業やながさき森林環境税を活用しながら積極的に取り組みます。

(5) 漁場環境の改善〔資源管理課・漁港漁場課〕

ア．漁場環境保全創造事業

漁場環境を浄化するとともに、魚介類の産卵、幼稚仔魚の生育の場として重要な藻場を回復・拡大するために、着定基質等を設置します。

・藻場の造成：県北、西彼、橘湾

閉鎖的な内湾域等、漁場環境が悪化した海域で海底清掃、海底耕うん等を行うことにより漁場環境の回復を図ります。

・底質の改善：大村湾（耕うん）、有明海（耕うん）

イ．環境・生態系保全活動支援事業

魚介類の産卵・生育場所であるとともに、漁場の環境保全維持機能を持つ藻場の維持回復・拡大を図るため、地域自らがその状況に応じた効果的な対策を検討し、活動する組織づくりに取り組むとともに、保全活動の支援を行います。

(6) 漁場環境保全対策〔資源管理課〕

漁場環境の長期的変化を把握するため、県下各地に調査地点を設け、水産業普及指導センターが水質・底質・藻場等の定期的な調査を行うとともに、赤潮の発生等漁業被害のおそれがある場合は、適時調査を実施し、漁業者に対し被害の防止や赤潮等発生時の緊急措置に対する指導等を行います。

(7) 漁港の環境整備〔漁港漁場課〕

漁港の環境向上を図るため、環境施設の整備を行います。

平成23年度は、南有馬漁港、惣津漁港、早福漁港において緑地・広場等の整備を行います。

また、長崎漁港においては、災害発生時の防災広場としての機能を確保するための緑地の計画に着手します。

(8) 海砂採取の際の水産資源保護と自然環境保全との調和〔監理課〕

海砂採取の際の水産資源の保護と自然環境の保全との調和を図るため、海砂採取の許認可については、関係漁協等の同意書を添付させるとともに、関係市町長意見を尊重することとします。

また、海砂採取の方法や採取する区域等についての規制を行います。

さらに、採取量については県内の需要量に見合う量を限度とするとの方針のもと、「海砂採取限度量に関する検討委員会」の提言を受け、平成21年度以降5カ年間の年間採取限度量を次のとおり定めています。

平成21～23年度 300万 m^3

平成24～25年度 270万 m^3

(9) 良好な河川環境の整備と保全〔河川課〕

ア．多自然川づくりの推進

A．河川改修事業

河川改修事業においては、すべての箇所が多自然川づくりを行います。(県内34河川)

イ．河川愛護運動の支援

A．県民参加の地域づくり事業

河川愛護団体の登録やアダプト制度の推進により、県民主体の

河川愛護活動を支援します。

(1 0) 良好な海岸環境の整備と保全〔港湾課〕

ア．県民の利用しやすい親水空間の確保

A．海岸環境整備事業

地域の海岸特性を踏まえた海岸環境の保全を図り、「安全な海岸」とともに「自然とふれあい快適に利用できる海岸」の整備を行います。

イ．海岸愛護運動の支援

A．県民参加の地域づくり事業

愛護団体（海岸・港湾・漁港）の登録制度の推進により、県民主体の海岸、港湾、漁港での愛護活動を支援します。

(1 1) 海岸環境の整備〔港湾課〕

ア．海岸環境整備事業

A．エコ・コースト事業

国土保全及び人命財産の保護と併せて、生物や景観に配慮した自然に優しい海岸づくりを推進するため、平成22年度に県内1港の海岸において、整備の完了を図りました。

(1 2) ガイド養成講座〔自然環境課〕

ア．西海国立公園「ゴーゴーごとう自然公園ガイド養成講座」

平成22年度から引き続き、五島市と新上五島町で、植物や水生生物の実地での学習とガイド実践などの講座を各2回開催します。

(1 3) エコツアー・コーディネーター育成事業〔自然環境課〕

平成21年度からの3カ年にわたり、地域でエコツーリズムに取り組む団体（小値賀、平戸、島原）に対して、エコツアーをコーディネートできる人材の育成を支援しています。（ふるさと雇用再生特別基金事業）

第3節 快適な生活環境と歴史的環境の保全と創造

1 快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりの推進

(1) 治水事業等による安全なまちづくりの推進〔河川課・港湾課〕

ア．河川・ダム・海岸整備の推進

A．河川改修事業・ダム建設事業・海岸保全事業

河川改修事業・ダム建設事業や海岸保全事業により、自然環境の整備と保全を推進します。(県内34河川・3ダム・11海岸)

(2) 土砂の流出抑制

ア．砂防事業等〔砂防課〕

自然現象としての山腹等の浸食作用は絶えず進んでおり、この現象のうち人間生活に影響を及ぼすのが災害です。当課では、これらの土砂災害を防止・軽減するため砂防・地すべり・急傾斜事業を行っています。

(平成22年度実施予定)

・砂防事業	36箇所
・地すべり対策事業	20箇所
・急傾斜地崩壊対策事業	46箇所

(2) 民有林治山事業等の実施〔森林整備室〕

森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から、生命・財産を守るために、山地災害対策として、山地治山事業、水土保持治山事業、地すべり防止事業等を実施します。

(平成23年度実施予定)

・山地治山事業	30箇所
・水土保持治山事業	6箇所
・防災林整備事業	1箇所
・地すべり防止事業	8箇所
・水源地域整備事業	10箇所
・環境保全保安林整備事業	1箇所
・保安林整備事業	11箇所

(3) 無電柱化の推進〔道路維持課〕

無電柱化協議会にて電線管理者の合意を得た区間について整備・施工中です。

(4) 都市における自然環境等の保全〔都市計画課〕

ア．都市公園の整備

社会資本整備総合交付金事業で都市公園の整備を進めます。

イ．緑の基本計画

昨年同様、市町における「緑の基本計画」の策定を指導します。

ウ．県民の緑化意識の高揚

「都市緑化月間」、「春の都市緑化推進運動」等を実施される関係市町の緑化行事を通じて、緑化思想の普及に努めます。

エ．風致地区

これまで同様、風致地区内における建築等の規制に関する条例等に基づき、良好な都市景観を維持する観点から適正な指導・監督を行うとともに、より一層の適切な風致地区の保全を図っていくため、区域の見直し及び段階規制の導入の検討を行います。

(5) 花のある街かどづくり事業〔自然環境課〕

ア．事業の目的

JR用地の緑地維持管理により、「花のある街かどづくり」事業を実施します。

イ．事業の概要

「美しいふるさとづくり」を目指し、過去に植栽した緑地の適切な維持管理を行います。

- ・ JR用地（借上）緑地維持管理

長崎市赤迫町地内、佐世保市大塔町地内

(6) 緑といきもの賑わい事業（再掲）〔自然環境課〕

ア．事業の目的

長崎県生物多様性保全戦略に基づき、従来の緑化事業に加え、保全地域等の保全事業や希少野生動植物の保護増殖事業等を対象として、市町や民間団体を積極的に支援しながら、各主体が連携してよりよい環境づくりを推進します。

イ．事業の概要

（事業主体）

県、市町、民間団体（社会福祉法人、学校法人、NPO等）

（補助率）

- ・ 市 町：2 / 3 以内～1 / 3 以内
- ・ 民間団体：2 / 3 以内

（主な対象事業）

- ・ 条例に基づく保全地域等の保全事業（湿地の保護、外来種の除去、草原の維持活動等）
- ・ 希少野生動植物の保護増殖事業（ミヤマアカネの生息地保護等）
- ・ 生物の生息、生育空間の創出事業（ビオトープ等）
- ・ 公共施設及び民間施設の緑化事業（修景緑化、屋上緑化、風景の維持改善）

(7) 県民の参加と協力によるまちづくり〔都市計画課〕

良好な都市環境の形成には、都市計画に住民の意見を反映させる事が大切です。住民が積極的に都市計画に参加できるよう、都市計画提案、公聴会・説明会の開催、都市計画案の縦覧、意見書の提出等の手続きが制度化されており、住民との相互協力によるまちづくりが進められるよう努めます。

(8) ごみの投げ捨て等防止重点地区等の指定〔未来環境推進課〕

未来環境条例に基づき指定した「ごみの投げ捨て等防止重点地区」、「喫煙禁止地区」及び「自動販売機設置届出地区」において、市町や地域住民とともに連携した環境美化の取り組みを行います。

(9) 屋外広告物に関する適正な規制誘導〔都市計画課〕

これまで同様、違反広告物に対しては、屋外広告物法及び長崎県屋外広告物条例に基づき、「美観風致の維持」、「公衆への危害の防止」の観点から、適正な指導・監督を行っていきます。

また、地域の個性を活かした魅力的な広告景観形成を推進するため、広告景観モデル地区の指定を行います。

(10) 県民参加の森林づくりの支援〔林政課〕

森林に対する理解を深め県民参加の森林づくりを推進するため、森林ボランティア等が実施する森林づくり活動をながさき森林環境税を活用し支援します。

・平成23年度公募事業応募予定団体数 60団体

(5) 森林の維持・保全〔森林整備室〕

ア．絆の森整備事業

人が自然とふれあう場の提供や野生動物との共存のために、森林整備を実施した方に対し助成します。

・森林整備 25ha

イ．育成林整備事業

森林の機能区分に着目した事業体系が見直され、水土保持林整備事業と資源循環林整備事業が統合され、育成林整備事業となりました。これらの森林の緑のダムとしての機能を高めるために、造林・保育・間伐等を実施した方に対し助成を行います。

・森林整備 3,511ha

ウ．森林居住環境整備事業

居住地周辺の森林の機能を高めるために、造林・保育・間伐等を実施した方に対し助成を行います。

・森林整備

エ．ながさき森林環境保全事業

水源のかん養や県土の保全、その他森林が有する多面的かつ公益的機能を高めるために、「ながさき森林環境税」を活用し、手入れ不足となっている水源の森の整備や間伐実施のための作業道開設等に対する助成を行います。

- ・ながさき水源の森の整備 7 1 0 h a
- ・路網整備 1 0 0 , 0 0 0 m

2 歴史的環境の保全と創造

(1) 美しい景観形成の推進〔都市計画課〕

平成15年施行の「美しいまちづくり推進計画」の終了にともない、これまでの課題を踏まえ、一部に景観法も活用した「美しい景観形成推進計画」を新たに策定しています。

これまでに取り組んできたまちづくり景観資産の登録や専門家の派遣に加え、県内市町が行う景観形成の取組を積極的に支援するとともに、複数の市町に跨る広域的な景観形成の推進や、景観法に基づく大規模建築物の規制を行うことで、より効果的な景観形成を県土全域において推進します。

ア．活動サポート事業

住民と市町が協働して取り組む景観まちづくり活動等を支援します。(景観行政団体である市町に限ります。)

イ．景観資産登録制度

個性的で魅力あるまちなみや建造物、樹木等を登録し、その内容を広く周知し、その保全活用を支援します。

ウ．アドバイザー派遣制度

住民や市町、県の機関が美しい景観形成を目指した地域づくりや施設整備等を行う場合、あらかじめ登録した専門家を派遣し技術的な助言を行います。

エ．大規模建築物等の規制・誘導

地域の景観形成に係る建築行為等への規制がない景観行政団体以外の市町の区域について、県が景観法を活用し、特に影響の大きい大規模なものに限り予防的な行為の規制・誘導を行います。

オ．広域景観形成推進事業

本県を代表する広域的な景観について、関係者と連携し総合的な景観形成を行います。

(2) 文化財調査管理〔学芸文化課〕

所有者が行う指定文化財の保存修理等に要する経費の補助や長崎県

文化財保護指導委員による指定文化財等の巡視を行い、所有者に対し文化財保護に関する指導・助言を行います。

- (3)「伝え守ろう！わがまちの文化遺産」活用事業〔学芸文化課〕
県民が文化財を守り、継承していく気運を醸成するため、地域の文化財に親しむ機会を提供する「長崎県の文化財公開月間」等の事業を行います。

第4章 県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり

第1節 環境教育・環境学習等の推進

1 学校等における環境教育・環境学習の推進

(1) 総合的な学習の時間を中心とした体験的・実践的な環境教育の推進
〔義務教育課・高等教育課〕

各学校が創意工夫した特色ある教育活動としての「総合的な学習の時間」の中で、環境教育を教科との関連を図りながら総合的な取組としての充実・推進を図ります。

(2) 環境教育に関する教職員研修の充実 〔義務教育課・高等教育課〕
ア．県教育センター研修講座の開催

A．自然に親しむ環境教育入門研修講座

小・中・高・特別支援学校教員が、環境教育に関する知識・技能について研修し、指導力向上を図るとともに、学校教育の中で実践できる自然観察の手法や環境教育の在り方を探ります。

イ．全国的な研修への参加

A．全国環境学習フェア（文部科学省主催）

循環型社会の形成を目指し、児童生徒、教員、保護者、産業界や大学関係者など様々な人々が環境について共に考える場を設け、環境教育・環境学習の在り方等について研究協議、各種活動の成果発表や展示会等を開催し、学校教育における環境教育の一層の改善・充実に生かします。

本県からも、小・中・高等学校の教員等が参加します。

B．環境教育指導者養成研修（文部科学省主催）

環境教育を担当する指導主事等に対し、「国連持続可能な開発のための教育の10年」に関連する環境教育を推進する際に留意すべき事項について、必要な知識等の習得をはじめとする資質・能力の向上を図ります。また、受講者により、本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動や各学校への指導・助言等が行われるようにします。県内における環境教育の指導的立場に立つことが期待できる教員が参加します。

C．環境教育リーダー研修基礎講座（環境省・文部科学省主催）

環境教育・環境学習を推進する人材を育成するために、基本的知識の習得と体験学習を重視した研修を行い、学校教育における指導者としての能力を養成します。県内における環境教育リーダーとなることが期待される教員が参加します。

(3) 地域に根ざした環境教育の推進

〔未来環境推進課、義務教育課、高校教育課〕

地域人材や専門家など外部講師の活用及び関係機関との連携による学校内外での環境教育に努めます。

(4) 愛鳥モデル校 〔自然環境課〕

愛鳥モデル校として指定している小中学校 3 校に対して、図鑑の配布等の活動支援を行います。

(5) こどもエコクラブ 〔未来環境推進課〕

環境学習、環境保全活動を推進するため、こどもエコクラブの結成を促進し、活動を支持します。また、こどもエコクラブ活動が幅広く豊かに行われるように、環境学習機材を整備し貸し出します。

(6) ポスター展の開催 〔未来環境推進課〕

「みんなで止めよう温暖化」等環境問題をテーマに、小中学生による環境保全ポスターを募集し、県内 2 ヶ所で展示します。

2 社会における環境教育・環境学習の推進

(1) 環境アドバイザーの派遣 〔未来環境推進課〕

公民館や学校などが自主的に開催する研修会等を支援するため、「くらしと環境」、「自然環境」、「環境教育」などの 5 分野に環境アドバイザーとして登録されている有識者・実践活動家などを講師として派遣します。

なお、派遣に係る費用は、県が負担します。

(2) 森林づくり活動の普及・啓発 〔林政課〕

緑化推進運動ポスターの募集や緑の少年団活動の活性化を図ることで緑化の普及・啓発を図ります。

また、植樹や育樹活動を体験する森林ボランティアのイベントの開催や活動の支援により、森林づくり活動の普及・啓発を図ります。

(3) ガイド養成講座 〔自然環境課〕

ア．西海国立公園「ゴーゴーごとう自然公園ガイド養成講座」

平成 22 年度から引き続き、五島市と新上五島町で、植物や水生生物の実地での学習とガイド実践などの講座を各 2 回開催します。

イ．島原半島ジオパークへの旅

地元の島原半島ジオパーク推進連絡協議会が養成したジオパークガイドの実践の場として、ジオサイトを巡る観察ツアーを実施します。

(4) 探鳥会、自然観察会(再掲)〔自然環境課〕

各地域の特徴ある自然とふれあうイベントとして、対馬探鳥会、雲仙探鳥会、西海里山ツアーを開催します。

(5) イベントによる普及啓発(再掲)〔未来環境推進課〕

関係機関と連携し、県の地球温暖化対策協議会が掲げる「自発的もったいない運動」の普及・啓発を行う「もったいない運動推進大会」や、環境月間の6月に長崎市浜の町アーケードで街頭キャンペーンなどのイベント開催を行います。

第2節 自主的な環境保全行動の促進

1 県・市町の環境保全に向けた取り組みの推進

(1) 環境管理システムの運用〔環境政策課〕

国際環境規格であるISO14001の基本理念を受け継いで、効率性と自律性を高め平成21年度から地方機関等を含めて全庁で運用している県庁独自の環境マネジメントシステム(県庁EMS)を継続して運用していきます。

また、同システムの改良を進めながら、県庁の事業に係る環境負荷について、継続的に低減に努めていきます。

(2) 「県庁エコオフィスプラン」の実施〔未来環境推進課〕

「県庁エコオフィスプラン」に基づく取組を推進し、県の事務事業に伴って排出される二酸化炭素の削減に取り組みます。

2 県民の環境保全に向けた取り組みの推進

(1) ゴミゼロながさき推進会議〔未来環境推進課〕

平成23年度を始期とする新たな「長崎県廃棄物処理計画」が策定されたことから、今年度は、「ゴミゼロながさき推進会議」において新たな「ゴミゼロながさき実践計画」を策定します。

また、従来どおり、県民・事業者・行政(県・市町)が互いに協力し、それぞれの役割分担に応じた目標の実現に向けての取り組みを更に推進します。

県としては、県庁が事業所として排出する廃棄物の減量化に取り組むほか、本計画に基づく県民・事業者の実践活動を支援するため、ごみに関する現状や家庭ごみの減量化方法などの情報提供、マイ・バッグ・キャンペーンの展開、生ごみ減量化リーダーの活動支援などを行います。

(2) 県民ボランティア活動支援センターの管理運営

〔男女参画・県民協働課〕

ボランティア活動に関する情報の収集及び提供、ボランティア活動に関する相談への助言、活動場所の提供を行います。

また、情報発信として、県民ボランティア活動支援センターの情報誌を発行(年4回)し、メールマガジンを配信(月2回)します。

3 事業者の環境保全に向けた取り組みの推進

(1) エコショップの認定〔未来環境推進課〕

環境に優しい事業活動の推進・拡大を図るため、エコショップ認定制度により、環境に優しい商品の販売や買い物袋持参の奨励、簡易包装の実施やトレイの回収などを行う小売り店舗の普及を図ります。

(2) 優良団体の表彰〔未来環境推進課〕

ごみの減量化やリサイクルの推進、環境美化に取り組む団体を表彰し、各活動の促進を図り、広く周知することにより、県民・事業者の意識の高揚につなげ、ごみ減量化や環境美化を推進します。

(3) レジ袋有料化一斉行動に向けた取組〔未来環境推進課〕

レジ袋有料化を含む統一行動の実施について、行政、事業者、消費者団体等で協議を行います。

また、レジ袋有料化が可能な地域から実施し、取組の定着を図ります。

第3節 環境情報の収集、発信の強化

1 情報提供機会の拡大

(1) 環境保健総合情報システムの整備〔環境政策課〕

環境保健総合情報システムを平成17、18年度で整備し、平成19年5月からインターネットで公開しています。今後、定期的にデータを更新し、環境学習や環境保全活動に役立つ情報を提供します。

(2) 各種団体への支援・連携の強化〔未来環境推進課〕

長崎県地球温暖化対策協議会や長崎県地球温暖化防止活動推進員の活動を支援するとともに、長崎県地球温暖化対策ネットワーク会議や市町が設置している地球温暖化対策協議会を活用し、活動の連携を図ります。

2 情報共有化の推進

(1) 「ながさきの環境ホームページ」の整備・充実〔環境政策課〕

平成22年度に引き続き、県民・事業者のニーズに応えるため、環境情報の収集などに努めるほか、わかりやすい内容となるよう工夫し、迅速な情報提供を行うため、「ながさきの環境ホームページ」の一層の整備・充実に努めます。

(2) 各種団体への支援・連携の強化(再掲)〔未来環境推進課〕

長崎県地球温暖化対策協議会や長崎県地球温暖化防止活動推進員の活動を支援するとともに、長崎県地球温暖化対策ネットワーク会議や市町が設置している地球温暖化対策協議会を活用し、活動の連携を図ります。

第5章 環境保全のための共通基盤的施策

1 適正な土地利用の推進〔土地対策室〕

引き続き長崎県土地利用基本計画の基本方向に沿った環境に配慮した土地利用の推進及び市町が行う国土利用計画策定の支援を行っていきます。

なお、これらの基本となる国土利用計画・長崎県計画(第四次)については、平成20年7月に決定し公表いたしました。

2 調査研究・技術開発の推進、監視観測の充実

(1) 調査研究・技術開発の推進

〔環境政策課、産業技術課、漁政課、農政課〕

関係部局の連携のもと、環境保健研究センター、工業技術センター、窯業技術センター、総合水産試験場、農林技術開発センターは、多様なニーズに対応するため技術分野を融合した産学官連携によるプロジェクト研究等を推進します。

5つの県研究機関が平成23年度に実施する環境関連のプロジェクト、経常研究のテーマは次のとおりです。

戦略プロジェクト研究

- ・環境と調和した持続可能な農業・水産業の実現に資する研究

環境保健研究センター

- ・閉鎖性海域大村湾及びその流域における溶存有機物に関する研究
- ・長崎県バイオディーゼル燃料普及促進事業
- ・諫早湾干拓調整池内でのシジミの増殖促進による水質浄化の研究

工業技術センター

- ・精密機械加工における環境に優しい冷却システムの開発

窯業技術センター

- ・無機廃棄物を活用した機能性材料の製品開発に関する研究
- ・廃石膏型のリサイクル技術と適正処理技術の開発
- ・セラミックス産業グリーン化プロジェクトFS

総合水産試験場

- ・温暖化に対応した藻類増養殖技術開発

農林技術開発センター

- ・人工林資源の循環利用を可能にする技術の開発
- ・施肥合理化技術の確立
- ・菌根菌を活用した海岸林の造成・更新技術の開発
- ・温暖化に対応した落葉果樹の生育調整技術と省エネルギー施設栽培の

開発

- ・気候温暖化に対応したカンキツ栽培技術の開発
- ・温州ミカンにおける天敵利用技術の開発
- ・乳牛のバレイショ給与技術の確立
- ・低・未利用食品残さの高度化利用技術の開発
- ・森林吸収源イベントリ情報整備強化事業

(2) 新エネルギー・環境関連産業への支援〔産業技術課〕

資源循環・廃棄物問題、化学物質問題、地球の温暖化などの環境問題に対応するため、新エネルギー・環境関連分野の産業技術の担う役割は大きいものがあります。

このため、23年度において、新エネルギー・環境関連産業における県内中小企業者に対して、市場性事業化農政等の調査による技術開発や企業化、商品の販路拡大及び設備投資などの支援を実施します。

(3) 放射能調査研究〔環境政策課〕

環境放射能水準調査(文部科学省の委託事業)を行います。

また、原子力潜水艦の寄港に伴う放射能調査等についても、文部科学省、佐世保市等で寄港の都度、毎回実施します。

玄海原子力発電所の原子力災害に備えるため、長崎県地域防災計画(原子力災害対策編)に基づき、佐賀県や松浦市と共同で、原子力防災訓練を実施します。

3 環境産業の育成

(1) 環境実践モデル都市推進事業

〔ナガサキ・グリーンニューディール推進室〕

地域の環境産業の活性化、環境負荷削減技術の展開等を行う市町を「環境実践モデル都市」に選定(平成22～24年度に各1市町(地域))し、その取り組みを支援するとともに、取組成果を県内市町に普及、還元します。

平成22年度に選定した対馬市と、平成23年度に新たに選定する市町(地域に)に対する支援のために、技術・研究開発・事業化を目指したワーキンググループを設置し、地域の課題解決を図っていきます。

4 環境配慮の推進

(1) 環境アセスメント審査〔環境政策課〕

環境影響評価法、長崎県環境影響評価条例で規定された対象事業について、事業者が実施する環境影響評価を審査、指導するとともに、事業実施後に事業者が行う環境保全措置にかかる事後調査についても指導を行います。

す。

平成23年4月1日現在の審査・事前相談中の事業は、5件あります。

5 公害苦情と公害紛争等の適正処理

(1) 公害苦情処理〔環境政策課〕

公害苦情の第一次的な処理は市町が行いますが、県立保健所からの技術的な助言・指導などにより、県と市町が連携して円滑な事務処理に努めます。

また、公害の規模・内容から見て市町で処理することが困難な事案、2以上の市町にまたがる事案、統一的な処理を必要とする事案などについては、県が中心となって処理を行うこととしています。

(2) 公害紛争処理〔環境政策課〕

公害に係る紛争については、公害紛争処理法に基づき委嘱している公害審査委員候補者による「あっせん」、「調停」等により、迅速かつ適正な解決に努めます。

6 環境管理システムの適切な運用と普及の促進

(1) 環境管理システムの運用〔環境政策課〕

国際環境規格であるISO14001の基本理念を受け継いで、効率性と自律性を高め平成21年度から地方機関等を含めて全庁で運用している県庁独自の環境マネジメントシステム(県庁EMS)を継続して運用していきます。

また、同システムの改良を進めながら、県庁の事業に係る環境負荷について、継続的に低減に努めていきます。

(2) ISO14001の認証取得促進〔産業振興課〕

ISO14001の認証取得を目指す県内の中小企業に対し、コンサルタント斡旋、認証取得のための研修会等の開催を実施します。

7 環境保全効果を促進させるための手立て

(1) ごみ処理の有料化、デポジット制度の導入等の検討

〔未来環境推進課〕

各市町等における、ごみ処理の有料化、各地域の実情に応じたデポジット制度の導入等経済的手法の導入について引き続き検討していきます。

(2) 産業廃棄物税の活用〔未来環境推進課〕

循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進その他適正な処理の推進を図るため、平成17年4月から九州各県（沖縄県は平成18年4月から）と同時に導入した「産業廃棄物税」については、税務部局と連携し、その円滑な運営を行うとともに、税収使途についても庁内関係部局で構成する「産業廃棄物税収活用プロジェクトチーム」において具体的な税収活用事業の調整を図っていきます。

なお、プロジェクトチームでの検討・調整の結果、平成23年度は以下のような事業を実施しています。

長崎県における産業廃棄物税の税収使途事業（平成23年度）

予算額計・・・84,226千円

リサイクル製品活用促進事業

- ・平成23年度予算額（当初：1,040千円）
- ・リサイクル製品等認定制度を創設し、認定を行い、県事業における率先利用を図るとともに県民への普及促進を図る。（継続）

エコフィールド利活用促進事業

- ・平成23年予算額（当初：9,000千円）
- ・食品製造業から排出される食品残さを畜産飼料化することにより、循環型社会構築の推進及び畜産農家における飼料費の低減を図る。（継続）

BDF普及促進事業

- ・平成23年度予算額（当初：3,002千円）
- ・県内におけるバイオディーゼル燃料製造事業の適性化と普及促進を目的とする研究会を組織とともに、長崎県版のBDF普及促進マニュアルを策定する。（継続）

廃石膏型のリサイクル技術・適正処理技術開発

- ・平成23年度予算額（当初：14,255千円）
- ・陶磁器製造業から排出される廃石膏型について、セメント凝結調整剤として有効利用するための粉碎・粒度調整等の適正処理技術を確立する。
- ・セメント会社と協同でリサイクル技術・適正処理技術の研究・開発を行なう。（新規）

下水汚泥有効利用研究開発事業

- ・平成23年度予算額（当初：7,575千円）
- ・大村湾南部流域下水道において汚泥の消化によって発生しているメタンガスを主成分（50～60%）とする消化ガスの活用方法として、消化

ガス発電の実施についての研究を行う。（新規）

島原半島良質堆肥広域流通促進事業

- ・平成23年度予算額（当初：15,000千円）
- ・島原半島内の良質堆肥を半島外へ搬出を行う堆肥広域流通組織をモデル的に育成することにより、島原地域における環境への負荷軽減と堆肥の広域的な流通や利活用を促進する。

産業廃棄物排出事業者研修会

- ・平成23年度予算額（当初：1,042千円）
- ・産業廃棄物の排出事業者等に対し、適正処理などに関する認識を深めるための研修会を開催する。（継続）

廃棄物不適正処理対策事業

- ・平成23年度予算額（当初：27,312千円）
- ・産業廃棄物処理業者等に対する立入検査体制を強化するため、本土地区の4県立保健所に配置している産業廃棄物適正処理推進指導員を10名増員配置する。（継続）

政令市適正処理支援事業

- ・平成23年度予算額（当初：6,000千円）
- ・政令市が実施する産業廃棄物の適正処理推進を目的とした監視事業について、専任職員1名（嘱託職員）の配置に必要な経費を補助する。
（新規）

（3）太陽光発電〔産業振興課〕

太陽光発電を広く普及させるためには、経済的負担の軽減が課題となっており、国等による全量買取制度などの導入支援策や県独自の助成制度の活用により、普及啓発を進めていきます。

（4）人と環境にやさしい農業対策事業〔農業経営課〕

環境保全、農産物の安全性向上及び農業従事者等の健康維持・増進を図るため、「長崎県版GAP」を推進します。

8 規制的措置の活用

（1）環境基準達成に向けた施策〔環境政策課〕

閉鎖性海域である大村湾、長崎湾、佐世保湾、伊万里湾、有明海は、従来の環境基準の水域類型指定に加え、全窒素・全燐に係る水域類型指定も実施しており、COD（化学的酸素要求量）やSS（浮遊物質）に

加え、全窒素、全燐の水質常時監視を行っております。

また、湖沼として環境基準の水域類型指定されている諫早湾干拓調整池についても、本明川流域における上乘せ排水規制を活用しながら、CODなどの環境基準の達成に努めます。

(2) 規制基準の見直し〔環境政策課〕

本明川流域における事業場への上乗せ排水基準が、3年間の猶予期間を終え平成23年7月より適用されています。今後は、事業場からの排水が基準を超過することがないように指導を継続していきます。

また、大村湾流域における横だし規制について、指定施設とする業態の追加などを、引き続き検討していきます。

(3) 法令に基づく保全(再掲)〔自然環境課〕

自然公園法、県立自然公園条例、未来環境条例、鳥獣保護法等を適正に運用するとともに、最新の調査結果等に基づき、新たな地域の指定や見直しを検討します。

ア．県自然環境保全地域

未来環境条例に基づき指定されている15地域について、条例規定の運用により保全を図ります。

イ．自然公園

自然公園法に基づき指定されている2国立公園・2国定公園と長崎県立自然公園条例に基づき指定されている6県立公園について、法・条例規定の運用により保護及び利用の増進を図ります。

ウ．鳥獣保護区

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、第10次鳥獣保護事業計画に即して鳥獣保護区及び鳥獣保護区特別保護地区の指定・更新・再指定を行うとともに、既に指定されている鳥獣保護区等の管理を行います。また、平成24年度からの5年間を計画期間とする第11次鳥獣保護事業計画を策定します。

エ．希少野生動植物種保存地域

未来環境条例に基づき指定されている希少野生動植物種と希少野生動植物種保存地域について普及啓発を図るとともに、新たな地域指定を進めます。

